

半田市児童手当及び児童扶養手当の支払日等に関する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十八号

半田市児童手当及び児童扶養手当の支払日等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号)の規定に基づき児童手当及び児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百二十八号)の規定に基づき児童扶養手当の支払日等に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童手当の支払日)

第二条 児童手当の支払日は、児童手当法第八条第四項に規定する支払期月の九日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 児童手当法第八条第四項ただし書による支払期月でない手当の支払は、その都度支払うものとする。

(児童扶養手当の支払日)

第三条 児童扶養手当の支払日は、児童扶養手当法第七条第三項に規定する支払期月の十日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 児童扶養手当法第七条第三項ただし書による支払期月でない手当の支払は、その都度支払うものとする。

(支払方法)

第四条 児童手当及び児童扶養手当の支払は、受給者名義の金融機関の口座に、半田市財務規則(昭和四十六年半田市規則第十一号)の規定に基づき、口座振替の方法により支払う。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(標準処理期間)

第五条 各種請求書及び届の受理の日から処分決定を行うまでの標準処理期間は、三十日以内とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。